

令和2年4月10日

生物資源産業学部
大学院創成科学研究科生物資源学専攻
学 生 各 位

生物資源産業学部長
大学院創成科学研究科生物資源学専攻長
長 宗 秀 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（学部学生・大学院生共通）

新型コロナウイルス感染症は、若者も重篤化する恐れがあり、厳格な対応が必要です。学内で感染者が発生した場合は全学休講の可能性もあり、進級・卒業等に影響が及ぶ恐れもあります。

このことから、下記事項を遵守するとともに、今後、国の緊急事態宣言と、それに基づく徳島大学危機対策本部の方針が更新されることも十分に考えられるため、必ず徳島大学ホームページ、Cアカウントメールおよび教務システムを頻繁に確認し、最新の情報・指示に従うようにしてください。

記

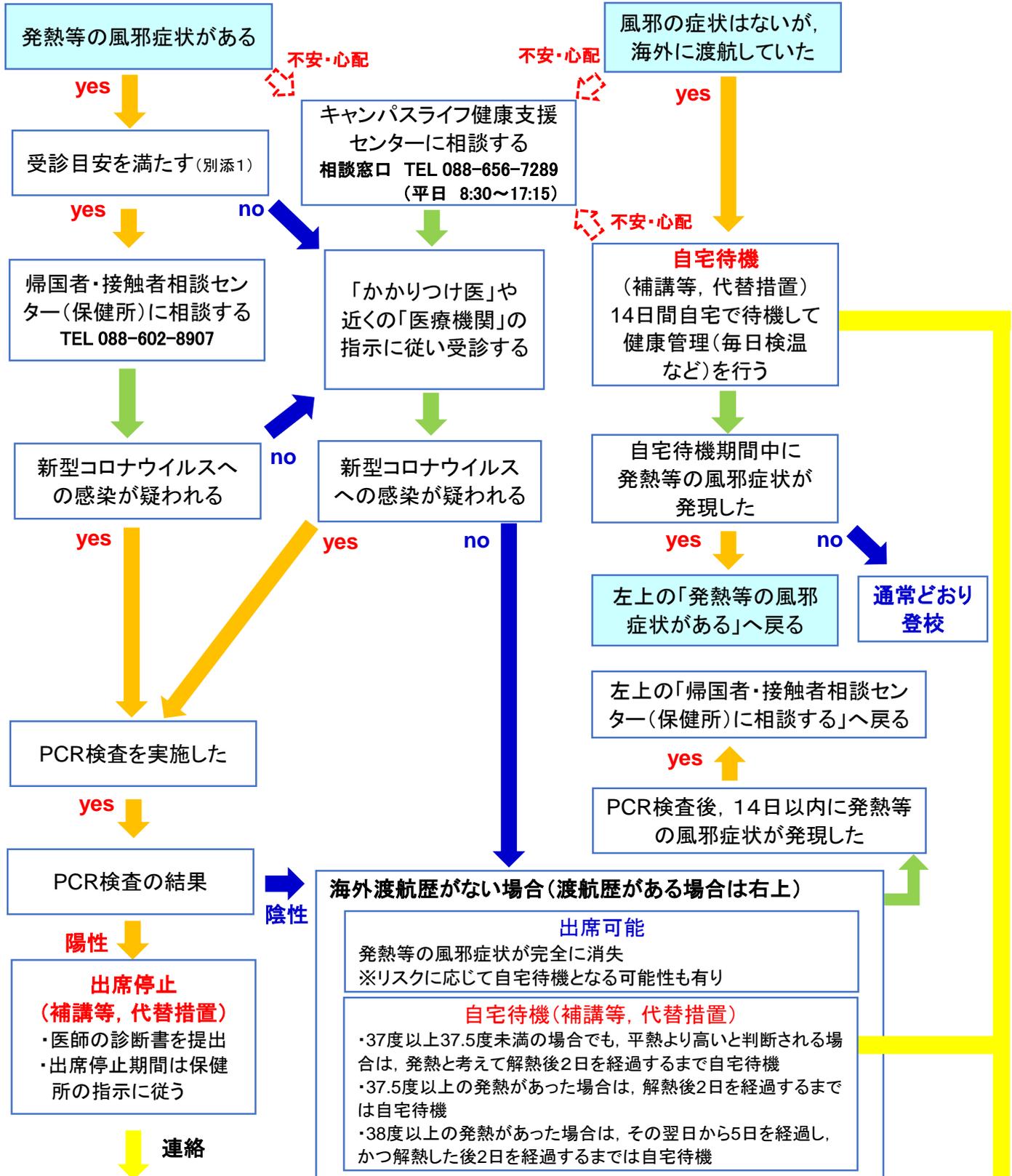
1. 授業開始に当たっての注意事項

- (1) 4月1日以降に、国の緊急事態宣言の対象地域（東京，埼玉，千葉，神奈川，大阪，兵庫，福岡の各都府県）に移動した場合は、その理由の如何に関わらず、再び徳島県内に戻ってから、14日間を経過するまでの間を体調確認期間として自宅待機とする。（学務係等，事務室も訪れないこと）
また、当該期間中は、県外への移動や不要不急の外出を避けるとともに、3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発話）を回避し、検温等による健康管理に努めること。
- (2) やむを得ない理由で徳島県外へ出る必要がある場合は、学務係のメールアドレス bb.stu.section@tokushima-u.ac.jp に学生番号，氏名，外出先（〇〇県〇〇市町村），移動目的，移動期間を明記して送付すること。県外で感染したと考えられる事態が生じても，そのために受講できなかった授業に対して補講などの代替措置を行うので，必ず提出すること。（ただし，観光やレクリエーションは，やむを得ない理由には当たらない）。
- (3) 体調不良等がある場合は，必ず学務係へ連絡するとともに別紙「新型コロナウイルスに関する措置（学生用）」に従って対応すること。
- (4) 体調確認期間の確保や感染等のため，遠隔授業等や対面授業に出席できない学生については，上記（2）のメールアドレスで必ず学務係に連絡すること。やむを得ない理由の場合には欠席扱いとはせず，可能な限り補講等の代替措置を行うので理由を含めて連絡すること。

2. 遠隔授業の受講に当たっての注意事項

- (1) 遠隔授業開始の連絡は、Cアカウントメール、教務システムで行うので毎日必ず確認すること。
- (2) 受講前に、自身の携帯プランの確認を行い、通信料に留意すること。
- (3) 無料W i F i を利用するため、ファーストフード店、ファミリーレストラン、カフェ、ショッピングモール等に長時間滞在する行為は自粛すること。
- (4) 本学が提供する遠隔授業方式のみの受講とし、ダウンロードした教材を学生間で共有するために一般に晒される場所にアップロードするなどの行為は禁止する。(著作権違法等により処罰を受けることがある。)
- (5) 自宅のネット環境が十分でない場合は、大学が Web 環境と感染防止対策が整った教室を用意する (詳細は別途通知)。

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創生専攻・臨床心理学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学専攻)	学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス)		
医学部医学科・医科栄養学科・医科学教育部・栄養生命科学教育部	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学教育部		088-633-7030
歯学部・口腔科学教育部	学務係	088-633-7310
薬学部・薬科学教育部	学務係	088-633-7247